

小規模店舗のバリアフリー化について

2020年6月29日

国土交通省住宅局建築指導課

②改正内容について(たたき台)

●小規模店舗の「単位空間等の設計」に係る内容

A 店舗へのアクセス等

A1 敷地内通路

A2 駐車場

A3 建築物の出入口

A4 案内表示

B 店舗内部

B3 通路 + 商品陳列(棚又はハンガーラック等)

B4 通路 + 客席(テーブル又はカウンター + 椅子)

C ソフト面の工夫

C3 店内の案内、誘導、コミュニケーション

C4 会計、商品引き渡し

A 1：敷地内の通路(1)(たたき台)

【単体空間等の設計：店舗へのアクセス等】

- 【主な改正事項】 ①敷地内の通路と道路との段差解消の工夫の追加(L形側溝の切り下げ、一時的に設ける傾斜路)
②敷地内の通路を水平することが困難な場合の傾斜路の勾配、出入口の前後の措置について追加
③留意点として、道路から店舗の出入口までのバリアフリー化に留意して1階床レベルを設定することが望ましいこと、必要に応じて排水溝を設けることが考えられることを追加

現 行

●本体P2-20・21抄

【設計標準：通路】

- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

①

(記載なし)

- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。

②

(記載なし)

改 正

【設計標準：通路】

- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) ①

- ・敷地内の通路と道路との境界部分については、L形側溝の立ち上がり部分の切り下げについて道路管理者と協議を行うなど、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。

<留意点：一時的に設ける傾斜路等>

敷地内の通路と道路との境界部分の段差を解消するため、一時的に鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を仮置きする方法も考えられる。ただし、この場合、道路における通行に支障が生じないよう十分に留意する。

- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とすることが望ましい。敷地^②の状況等によりやむを得ない場合、勾配1/12以下の傾斜路(高さ16cm以内の場合は勾配1/8以下の傾斜路)を設置し、建築物(店舗)の出入口の戸の前後には高低差を設けないこととする。

③

<留意点：1階床レベルの設定等>

- ・建築物(店舗)の1階床レベルは、道路と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道路から建築物(店舗)の出入口までのバリアフリー化が可能となるレベルに設定することが望ましい。

- ・道路から建築物(店舗)の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築物(店舗)内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

A 1：敷地内の通路(1)続き (たたき台)

【単体空間等の設計:店舗へのアクセス等】

現行

【モデル例】

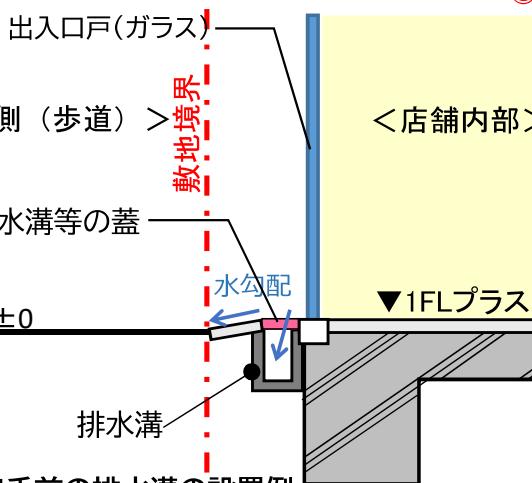
(なし)

【設計例】

(なし)

改正

【モデル例】



●出入口手前の排水溝の設置例

【設計例】



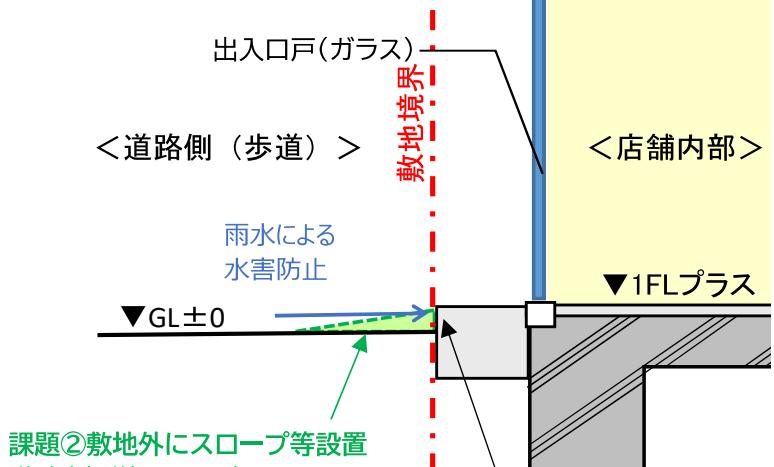
【設計例】



●L形側溝切り下げ
店舗出入口から道路側へ水勾配を設け、L形側溝の切り下げを設置



<参考> 出入口の段差の例



課題②敷地外にスロープ等設置
道路(歩道)をはみ出してスロープや階段を設けざるをえない。
道路管理者との協議が必要。

課題①出入口の段差 約50mm以上
古い建築物は、雨水による浸水を防
止するため、排水溝等を設けず、敷地
境界付近で約50mm以上の段差を設
け、1FLをあげている場合が多い。



●踏み段を道路上に設置
段差のため、車椅子使用者
が入店困難であるうえ、踏
み段が、歩道上に設置させ
ており、通行の障害となる。



●段差かつ外開き戸のため、
車椅子使用者の入店が困難。



●鉄板敷を道路上に設置。
段差解消の鉄板敷は、歩道
上に設置されており、通行
の障害となる。

A 1：敷地内の通路(2)(たたき台)

【単体空間等の設計:店舗へのアクセス等】

【主な改正事項】① 視覚障害者の来店時に従業員等による人的誘導を行う計画とする場合について、従業員が来店時に迅速に対応できるための措置を追加

現 行

【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】

- 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
- 視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。

●本体P2-22・23抄

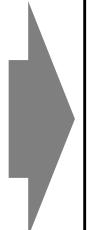
(記載なし)

①

【モデル例】

(なし)

①



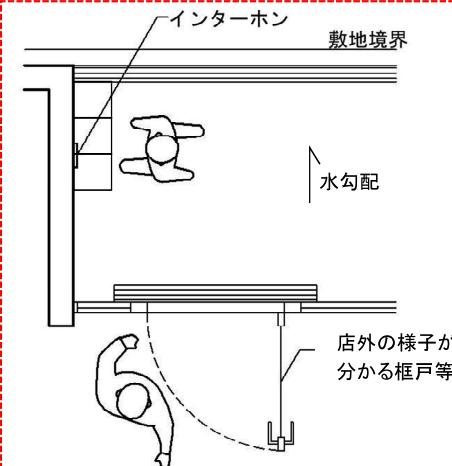
改 正

【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】

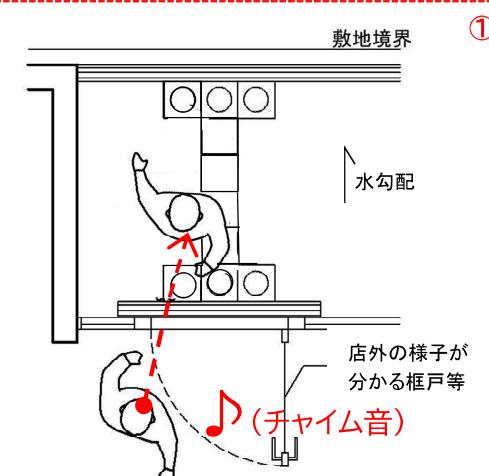
- 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
- 視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。

・案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等①による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者の来店時に迅速に対応できるよう、店舗の出入口の外側が店舗内の全ての部分から容易に視認できる計画又は入店しようとする際にチャイム音等がなる計画とすることが望ましい。

【モデル例】



●出入口への案内設備(インター
ホン)の設置



●出入口の人的誘導

※上記青枠破線部分を改正

A 2:駐車場(1)(たたき台)

【単体空間等の設計:店舗へのアクセス等】

- 【主な改正事項】①狭小敷地でやむを得ない場合、敷地内の通路と乗降スペースを共用することで、車椅子使用者用駐車場を確保することが考えられる旨を追加
②車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースの表面について、斜線での塗装による区分のほか、床材の色の違い等により区分することも選択できることを追加

現 行

【設計標準:車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

- ・幅は、350cm以上とする。
- 本体P2-31
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・乗降スペースの表面は、斜線で塗装する。

②

①

【モデル例】



改 正

【設計標準:車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・乗降スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。

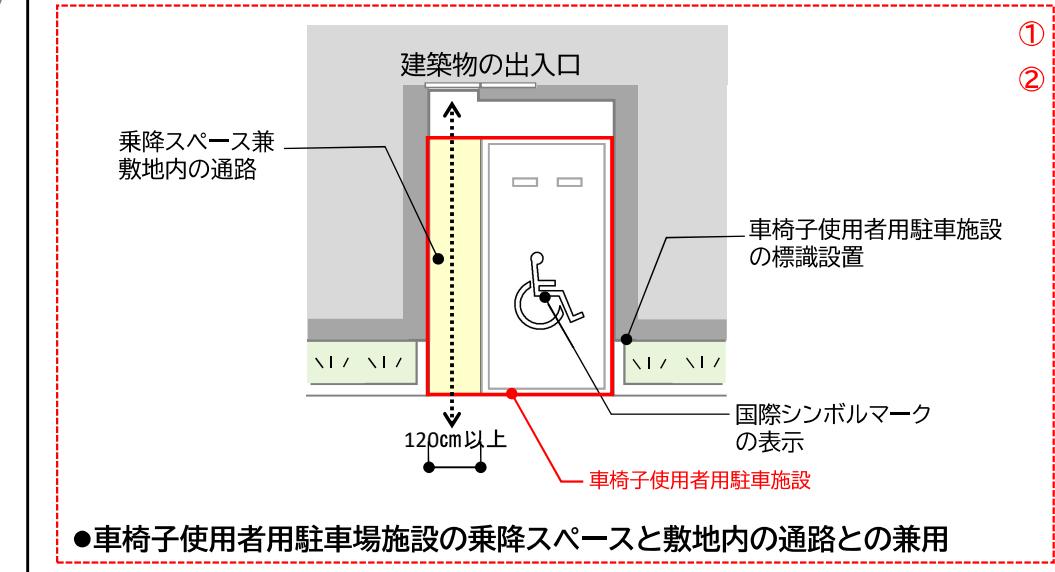
②

<留意点:狭小敷地でやむを得ない場合における車椅子使用者用駐車施設の確保>

- ・狭小敷地でやむを得ない場合、一般の駐車施設に隣接して敷地内の通路を設け、敷地内の通路と乗降スペースを共用することが考えられる。この場合、通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

①

【モデル例】



※上記青枠破線部分を改正

A 2:駐車場(2)(たたき台)

【単体空間等の設計:店舗へのアクセス等】

【主な改正事項】①狭小敷地かつ自動車の駐車方向に制約がない場合、一般の駐車施設の駐車方向を工夫することで車椅子の乗降スペースを確保することが考えられる旨を追加

現 行

【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

●本体P2-31抄

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

<留意点>

(記載なし)

①

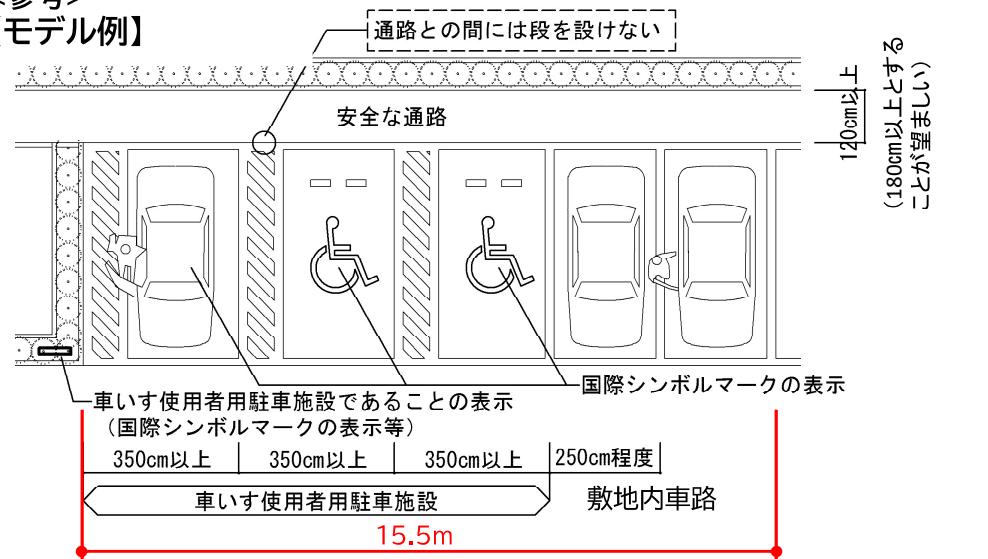
【モデル例】

(なし)

①

<参考>

【モデル例】



※上記青枠破線部分を改正

改 正

【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

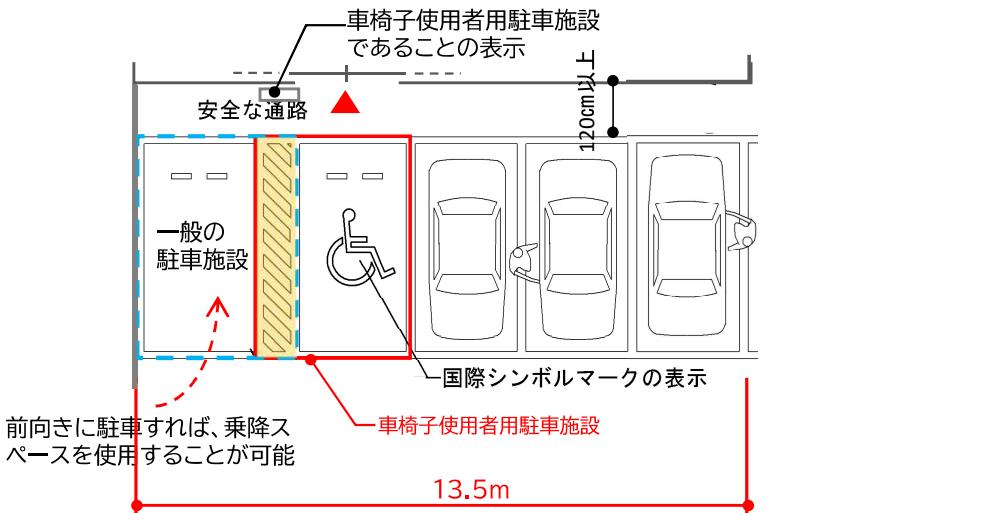
- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

<留意点:車両の駐車方向に制約がない場合における工夫>

- ・車両の駐車方向に制約がない場合、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設け、当該一般の駐車施設に前向き駐車することで、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。

【モデル例】

- ・車椅子使用者の利用をやすことを考慮した駐車場計画例



A 2:駐車場(3)(たたき台)

【単体空間等の設計:店舗へのアクセス等】

- 【主な改正事項】①車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとすることが望ましいが、狭小敷地である場合等において、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合、車椅子使用者の利用に支障がないものとしなければならないことを追加
②機械式駐車装置による車椅子使用者用駐車施設について、操作盤の位置、乗降スペースの寸法等の留意点を追加

現 行

【設置数・配置】

- ・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。

(記載なし)

①

<留意点>

(記載なし)

②

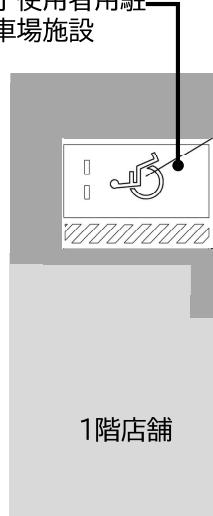
【モデル例】

(なし)

②

【モデル例1】

平置式の車椅子使用者用駐車場施設



車両入出庫

通常の機械式駐車場

1階店舗

車両入出庫

(駐車管理員)
車椅子使用者対応の機械式駐車場

1階店舗

●車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例

改 正

【設置数・配置】

- ・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。

①

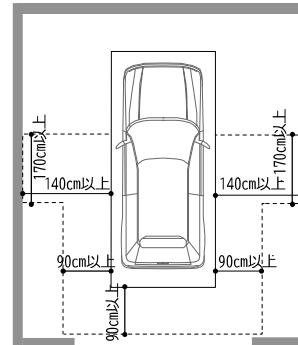
- ・車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとすることが望ましい。狭小敷地である場合等において、やむを得ず、車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じるなど、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

②

<留意点:車椅子使用者対応の機械式駐車装置について>

- ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

【モデル例2】



【設計例】



車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例(フルフラット化)

(写真出典:駐車場便覧/全日本駐車協会等)

●車椅子使用者対応の機械式駐車装置例

A 3 : 建築物の出入口（たたき台）

【単体空間等の設計：店舗へのアクセス等】

【主な改正事項】 ①建築物(店舗)の出入口前後の140角以上の水平スペースの確保について、出入口前に十分な幅員の歩道がある場合や狭小敷地でやむを得ない場合を除く旨を追加
②店舗内外の様子がわかるガラス戸等の採用(衝突防止対策を含む)、自動ドアの採用が望ましいことについて追加

現 行

●本体P2-37抄

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm角以上の水平なスペースを設ける。

【設計標準：戸の形式】

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。②
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。

【モデル例】

(なし)



改 正

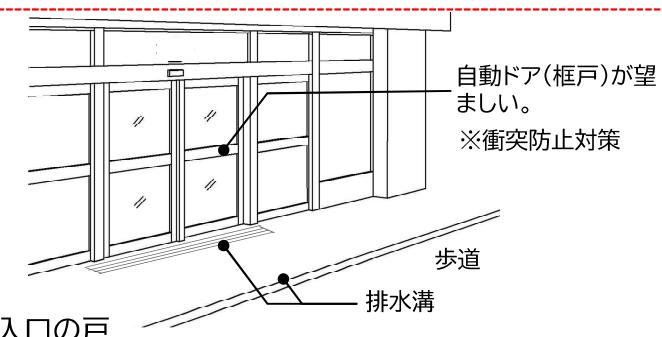
【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm各以上の水平なスペースを設ける。**(出入口前に十分な歩道がある場合や狭小敷地でやむを得ない場合を除く。)**

【設計標準：戸の形式】

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。②
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。**特に、物販店舗の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動ドアとすることが望ましい。**
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる**安全なガラス窓を設ける**ことが望ましい。また、出入口を全面ガラス戸及び出入口付近を全面ガラス壁とする場合は、併せて、衝突防止シール等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

【モデル例】



※上記青枠破線部分を改正

- 【主な改正事項】①店舗出入口のチャイム音が、視覚障害者の目印になることがあることについて追加
 ②複数店舗の1階出入口にある点字を併記した案内板の設計例を追加

現 行

【設計標準：点字・音声等による案内板】

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

●本体P2-40抄

【設計標準：音声による案内・誘導】

- ・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

●本体P2-160抄

<留意点>

(記載なし)

①

【モデル例】

(なし)

①

【設計例】

(小規模店舗の案内板の事例なし)

②

改 正

【設計標準：点字・音声等による案内板】

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

【設計標準：音声による案内・誘導】

- ・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

<留意点:出入口付近のチャイムによる目印>

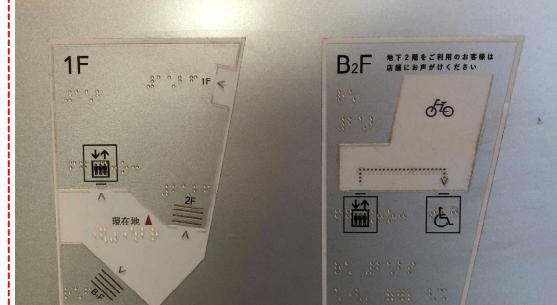
- ①
- ・出入口付近で鳴るチャイムは、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地や位置を把握するための目印になることがある。

【モデル例】



①

【設計例】



- ②
- 点字を併記した案内板(複数店舗の出入口)
 地下2階の車椅子使用者便房、車椅子使用者兼用エレベーター、2階への階段の位置を表示。

※上記青枠破線部分を改正

B3：通路 + 商品陳列(棚又はハンガーラック等)(たたき台)

【単体空間等の設計：店舗内部】

【主な改正事項】①物販店舗の店舗内の通路の幅員等について追加(主要な経路※上の通路:140cm以上が望ましい(やむを得ない場合、原則、120cm以上)、すれ違いを想定しない通路:原則、100cm以上)
②商品棚等について、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ、奥行きとすることが望ましい旨を追加

現行

(記載なし)

①②

改 正

【設計標準：物販店舗の店舗内通路・商品棚】

①②

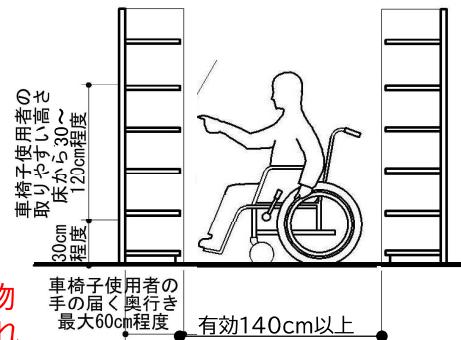
・主要な経路※上の通路の幅は140cm以上とすることが望ましい。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、原則として、120cm以上とする。また、すれ違いを想定しない通路の幅は、原則として、100cm以上とする。

・主要な経路※上の通路には、車椅子使用者が転回できるスペースを1力所以上設ける。転回スペースは、原則として、140cm角以上とする。

・主要な経路※上の通路には、原則として、段を設けない。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を設置する方法も考えられる。

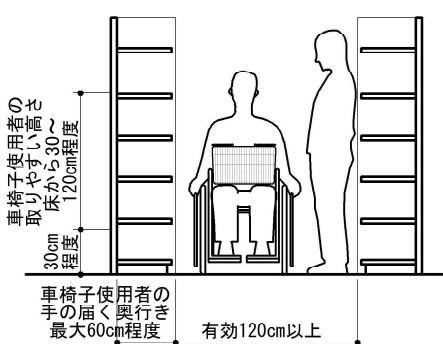
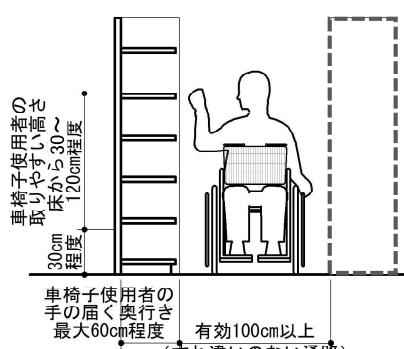
・商品棚等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ、奥行きとすることが望ましい。

【モデル例】



※主要な経路：

物販店舗の出入口から会計に至る経路。(物販店舗内に車椅子使用者用便房が設置されている場合には、物販店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路を含む)



<参考>

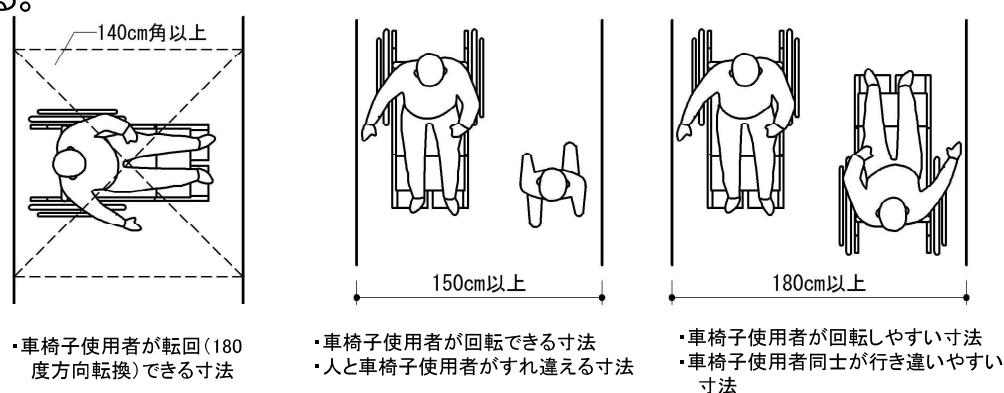
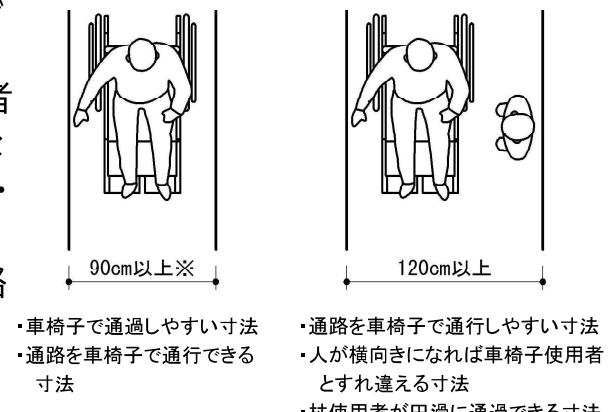
【設計標準：車椅子使用者用客席・観覧席へ至る経路】 ●本体P2-129抄
・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。

【設計標準：車椅子使用者用客室】

●ホテル追補版P49抄

・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口(有効幅員80cm以上)に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。

【主要寸法の基本的な考え方】 P2-249抄



B 4：通路 + 客席(テーブル又はカウンター+椅子)(たたき台)

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①飲食店舗の店舗内の通路の幅員等について追加(主要な経路※上の通路:140cm以上が望ましい(やむを得ない場合、原則、120cm以上)、すれ違いを想定しない通路:原則100cm以上)
②車椅子使用者が車椅子のまま着席できる車椅子使用者用客席を1以上設けることを追加

現 行

(記載なし)

①②

<参 考>

●本体P2-128抄

【設計標準:車椅子使用者用客席・観覧席の割合、位置】

- ・車椅子使用者用客席・観覧席の数(可動席スペースを含む。)は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5~1%以上とする。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席(可動席スペースを含む。)は、車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。

改 正

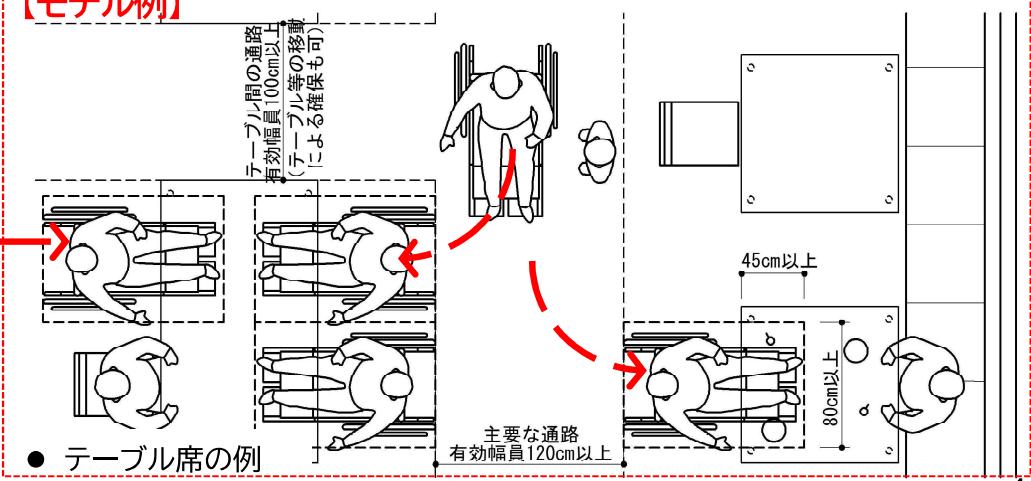
【設計標準:飲食店舗の店舗内通路】

- ・主要な経路※上の通路の幅は140cm以上とすることが望ましい。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、原則として、120cm以上とする。また、すれ違いを想定しない通路の幅は、原則として、100cm以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、車椅子使用者が転回できるスペースを1力所以上設ける。転回スペースは、原則として、140cm角以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、原則として、段を設けない。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を設置する方法も考えられる。
- ・車椅子使用者が車椅子のまま着席できる車椅子使用者用客席を1以上設けること。当該客席は、車椅子使用者が選択できるよう、2力所以上の異なる位置(テーブル席とカウンター席、個室と個室以外など)に分散して設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席は、避難を考慮し、飲食店舗の出入口に容易に到達できる位置に設けることが望ましい。

※主要な経路:

飲食店舗の出入口から車椅子使用者用客席及び会計に至る経路。(飲食店舗内に車椅子使用者用便房が設置されている場合には、飲食店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路を含む)

【モデル例】



B 4：通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)

【単体空間等の設計:店舗内部】

【主な改正事項】①飲食店舗の客席(テーブル、カウンター)の高さ・奥行きの寸法を明確化

②車椅子使用者の利用に配慮したテーブル脚の位置(脚間隔:80cm以上)について追加

現 行

●本体P2-150抄

【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

- ①・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ②・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

【モデル例】

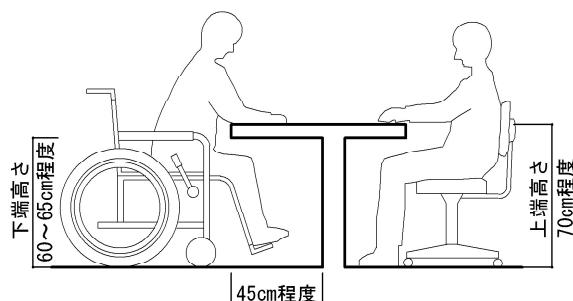
(記載なし)

(なし)

① ②

<参 考>

【モデル例】



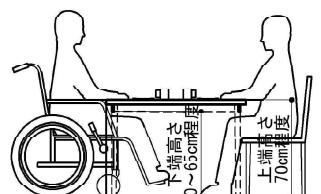
●カウンターの基本寸法

改 正

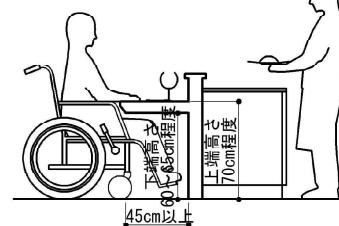
【設計標準:車椅子使用者用テーブル、カウンター】

- ①・**テーブル、カウンターの下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。**
- ②・**テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。**
- ③・**テーブルの脚の位置は、脚の間隔(内法)を80cm以上とする。**

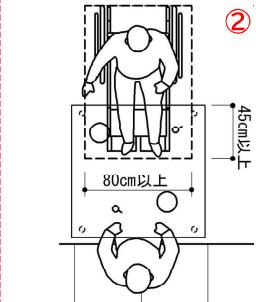
【モデル例】



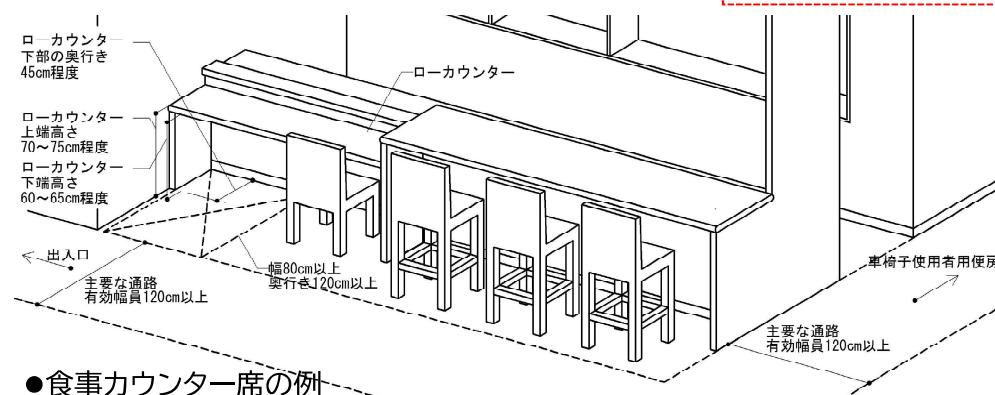
●食事テーブル席の例



●食事カウンター席の例



●テーブル脚の位置



●食事カウンター席の例

【主な改正事項】①ホテル追補版の「建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進」に記載されている、従業員等に対する接遇研修、接遇マニュアルの作成・活用等について、転記する。

現 行

- 本体P2-5
- 「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」P11(一部改)

①

【設計標準：ソフト面の工夫】

- 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解を促進する
- ・整備目標を実現していく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。
- ・物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー対応に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためにには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・施設管理者は、従業員（職員）が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。
- ・高齢者、障害者等と共に体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。
- ・また従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。

改 正

①

【設計標準：ソフト面の工夫】

- 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解を促進する
- ・整備目標を実現していく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。
- ・物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー対応に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためにには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・施設管理者は、従業員（職員）が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。
- ・高齢者、障害者等と共に体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。
- ・また従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。

C3：店内の案内、誘導、コミュニケーション(たたき台)

【単体空間等の設計：ソフト面の工夫】

- 【主な改正事項】①ホテル追補版の「案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する<共通>」に記載されている、障害者本人との意思疎通が重要であること、支援の押しつけとならない配慮も必要であること等について、転記する。
- ②ヘルプマーク等に基づく積極的な声掛け、店舗内に通じる電話番号の店頭表示、店舗内の通路の整理整頓の重要性について追記

現 行

【設計標準：ソフト面の工夫】

- 案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)

<共通>

- ・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。
- ・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図る。
- ・案内・誘導等の際には、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かをしっかりと確認する。
- ・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。

①

(記載なし)

- ・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。(ただし、安全面で配慮が必要な場合は、積極的に声をかけて支援を行う)。
- ・食事の提供においては、高齢者、肢体不自由者等(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)や視覚障害者等が、ビュッフェ形式の食事や飲み物等を取る際にサポートする等の配慮があることが望ましい。

②

(記載なし)

改 正

【設計標準：ソフト面の工夫】

- 案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)

<共通>

- ・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。
- ・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図る。
- ・案内・誘導等の際には、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かをしっかりと確認する。
- ・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。

①

・従業員は利用者の状態やヘルプマーク※1(P31参照)等により、何らかの支援や配慮を必要としていることを一早く気づいて「何かお手伝いすることはありますか」といった積極的な声掛けに心がけることが必要である。

②

- ・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。(ただし、安全面で配慮が必要な場合は、積極的に声をかけて支援を行う)。
- ・食事の提供においては、高齢者、肢体不自由者等(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)や視覚障害者等が、ビュッフェ形式の食事や飲み物等を取る際にサポートする等の配慮があることが望ましい。

①

・来店者が店舗内の従業員に支援を求めることができるよう、店舗内に通じる電話番号を店頭に表示することが望ましい。※2(P31参照)

・高齢者、障害者等にとって大きな障害となり得ることを踏まえ、常日頃より、店舗内の通路の整理整頓を行っておく。

②

C3：店内の案内、誘導、コミュニケーション(たたき台)

【単体空間等の設計：ソフト面の工夫】

【主な改正事項】①ホテル追補版の「案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する<障害別>」に記載されている、従業員による貸し出し用車椅子や店内の各寸法の把握の必要性、会計カウンターにおける筆談ボードの常備の重要性等について、転記する。
②車椅子使用者等に対する入店時や会計時の柔軟な対応、視覚障害者等に対する点字メニューや商品配置の周知、補助犬マークの店頭表示について追加する。

現 行

【設計標準：ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する ①

イ.高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等
・高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。
・貸し出し用車椅子は、施設内の便所等への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、居室等の出入口有効幅員を把握しておくことも、運用上、必要である。

②

ウ. 視覚障害者等

②

エ. 聴覚障害者等

①

・会計カウンター等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。
・会計カウンター等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を常備することが望ましい。

オ. 知的障害者、発達障害者、精神障害者等

①

・会計カウンター等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵(図)記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

改 正

【設計標準：ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する

イ.高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等

①
・高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。
・貸し出し用車椅子は、施設内の便所等への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、**店舗内の通路、商品棚やテーブル・カウンター等の寸法、便所の出入口の有効幅員**を把握しておくことも、運用上、必要である。

②
・店舗の主たる出入口に段差があつて車椅子使用者の入店が困難である等やむを得ない場合、障害当事者の意向を確認のうえ、搬入口等の段差のない別ルートからの入店をご案内することも考えられる。

・飲食店舗において、カウンターの寸法等により会計カウンターでの支払いが困難である場合、車椅子使用者用客席で会計を行うことが考えられる。

ウ. 視覚障害者等

②
・飲食店舗においては、点字を併記したメニューを作成するとともに、視覚障害者等が来店した場合に従業員が円滑に接遇できるよう教育しておくことが望ましい。
・物販店舗においては、定番商品の配置を変えた際には、視覚障害者等に周知するよう努めることが望ましい。
・不特定多数の方が来店する店舗においては、補助犬マーク※3(P31参照)を店頭に表示することが望ましい。

エ. 聴覚障害者等

①
・会計カウンター等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。
・会計カウンター等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を常備することが望ましい。

オ. 知的障害者、発達障害者、精神障害者等

①
・会計カウンター等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵(図)記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

C3：店内の案内、誘導、コミュニケーション(たたき台)

【単体空間等の設計：ソフト面の工夫】

【主な改正事項】①留意点にて、ヘルプマーク及び補助犬マークを解説するとともに、モデル例に、電話番号の店頭表示の例を追加する。

現行

(なし)

①

(なし)

①

(なし)

①

改正

<留意点：ヘルプマークについて>※1

- ・ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。
例)義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等
- ・平成29年7月に、JIS Z8210(案内用図記号)が改正され「ヘルプマーク」も追加されました。
- ・令和2年5月31日現在、東京都のほかに1道2府40県がヘルプマークの活用の取組をしている。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/helpmarkforcompany/index.html>



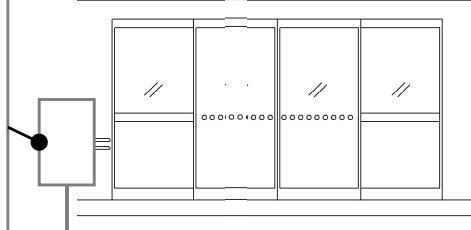
●助けのしるし「ヘルプマーク」のリーフレット
(東京都)

【モデル例】※2

店舗入口の段差を解消するためのスロープ板をご用意しております。車椅子でご来店のお客様は、お手数をおかけしますが、下記の電話番号までお電話ください。



△△食堂



●電話番号の店頭表示の例

<留意点：補助犬マークについて>※3

- ・身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。
- ・身体障害者補助犬法第9条に基づき、不特定多数の方が利用する施設(百貨店や飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられている。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

【主な改正事項】①会計カウンターにおける来店者に応じた接遇や複数の支払い方法への対応について追加する。

現 行

①

(記載なし)

改 正

【設計標準：ソフト面の工夫(会計、商品引き渡し)】
①

- ・会計カウンターにおいては、1点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む、支払いの際にせかさないなど、来店者に応じた対応を行うことが望ましい。
- ・会計カウンターにおいては、現金の取扱いや従業員とのコミュニケーションに不安を有する来店者のため、現金だけでなく、ICカード、スマートフォンの決済アプリ、クレジットカード等、複数の支払い方法に対応できることが望ましい。